○北海道開発局告示第二百三十三号

高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第八条第一項の規定による協議が成立したので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月十七日から一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月十七日　北海道開発局長　今　日出人

一　道路の種類及び路線名

高速自動車国道	北海道横断自動車道黒松内釧路線	北海道浦幌郡浦幌町字栄穂から同町字炭山まで	北海道開発局及び同局釧路開発建設部
〃	〃	北海道浦幌郡浦幌町字炭山から同町字炭山まで	〃
〃	〃	北海道浦幌郡浦幌町字炭山から釧路市音別町四番まで	〃
〃	〃	釧路市音別町四番から同市音別町四番まで	〃
〃	〃	釧路市音別町四番から同市音別町四番まで	〃
〃	〃	釧路市音別町四番から同市音別町四番まで	〃
〃	〃	釧路市音別町四番から北海道白糠郡白糠町茶路まで	〃
〃	〃	北海道白糠郡白糠町茶路から同町ノイベツまで	〃
〃	〃	北海道白糠郡白糠町ノイベツから同町ノイベツまで	〃
〃	〃	北海道白糠郡白糠町ノイベツから同町茶斜路まで	〃

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏　名　株式会社ＮＴＴドコモ北海道支社ネットワーク部長　朝倉　弘光

住　所　札幌市北区北一条西十四丁目六番地

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

「道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

四　管理の期間　平成二十八年二月三日から本協定の存続する日まで

○北海道開発局告示第二百三十四号

高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第八条第一項の規定による協議が成立したので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月十七日から一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月十七日　北海道開発局長　今　日出人

一　道路の種類及び路線名

高速自動車国道	北海道横断自動車道黒松内釧路線	北海道浦幌郡浦幌町字栄穂から同町字炭山まで	北海道開発局及び同局釧路開発建設部
〃	〃	北海道浦幌郡浦幌町字炭山から同町字炭山まで	〃
〃	〃	北海道浦幌郡浦幌町字炭山から釧路市音別町四番まで	〃
〃	〃	釧路市音別町四番から同市音別町四番まで	〃
〃	〃	釧路市音別町四番から同市音別町四番まで	〃
〃	〃	釧路市音別町四番から同市音別町四番まで	〃
〃	〃	釧路市音別町四番から北海道白糠郡白糠町茶路まで	〃
〃	〃	北海道白糠郡白糠町茶路から同町ノイベツまで	〃
〃	〃	北海道白糠郡白糠町ノイベツから同町ノイベツまで	〃
〃	〃	北海道白糠郡白糠町ノイベツから同町茶斜路まで	〃

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏　名　ＫＤＤＩ株式会社ネットワーク技術本部長　齋藤　重成

住　所　東京都渋谷区代々木三丁目二十二番七号

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

「道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

四　管理の期間　平成二十八年二月十八日から本協定の存続する日まで

○北海道開発局告示第二百三十五号

高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第八条第一項の規定による協議が成立したので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月十七日から一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月十七日　北海道開発局長　今　日出人

一　道路の種類及び路線名

高速自動車国道	北海道横断自動車道黒松内釧路線	北海道浦幌郡浦幌町字栄穂から同町字炭山まで	北海道開発局及び同局釧路開発建設部
〃	〃	北海道浦幌郡浦幌町字炭山から同町字炭山まで	〃
〃	〃	北海道浦幌郡浦幌町字炭山から釧路市音別町四番まで	〃
〃	〃	釧路市音別町四番から同市音別町四番まで	〃
〃	〃	釧路市音別町四番から同市音別町四番まで	〃
〃	〃	釧路市音別町四番から同市音別町四番まで	〃
〃	〃	釧路市音別町四番から北海道白糠郡白糠町茶路まで	〃
〃	〃	北海道白糠郡白糠町茶路から同町ノイベツまで	〃
〃	〃	北海道白糠郡白糠町ノイベツから同町ノイベツまで	〃
〃	〃	北海道白糠郡白糠町ノイベツから同町茶斜路まで	〃

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏　名　ソフトバンク株式会社北海道技術統括部北海道技術部部長　鈴木　敦

住　所　札幌市北区北九条西二丁目四番一号

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

「道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

四　管理の期間　平成二十八年二月十七日から本協定の存続する日まで